No.432 2016.9.10 (1)



大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号 TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121 E-mail: oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

> 発行責任者 金谷 邦夫 年間購読料一部2,000円(送料共)

中国の環境訴訟の現状と今後の展望を学ぶ



西淀川の公害地域再生センター(あおぞら財団)では、国際交流事業の一環として、2009年から「日中環境問題サロン」を開催しています。このサロンには、中国の公害・環境問題に関する研究者や中国で活躍する専門家・環境NGOメンバーなどを講師に迎え、中国の公害・環境問題についての報告や参加者との意見交換を行っています。

今年度の2回目として、8月5日に 中国の公害被害者法律援助センター代 表の王燦発氏を講演者として招いて、「環境訴訟の現状と今後の展望」および「改正環境保護法の評価」をテーマ に同サロンを開催しました。(主催: あおぞら財団、日本環境法律家連盟、神 戸市外国語大学/会場:大阪弁護士会館)

王燦発氏は、中国政法大学の教授で、1999年に「公害被害者法律支援センター(CLAP)」を立ち上げ、法律面から公害問題の解決、被害者の救済に尽力しています。2001年からは弁護士、裁判官、および環境保護局の職員を対象とした、「環境法律実務研修」を開始し、現在では主に弁護士やNGO職員を対象とする「環境公益訴訟研修」を毎年実施しています。

王氏の講演によると、中国では、水質汚染、大気汚染など、公害・環境問題が深刻な状況ですが、環境訴訟の案件は少ないそうです。しかし、2012



西淀川・公害と環境資料館で 資料を見る王燦発氏

年からは生態破壊、自然破壊、汚染な ど各種訴訟が増加しています。

日本と中国の環境保護法の違いについては、1970年代末から90年代末にかけて、中国環境保護法制は日本の立法を取り入れていましたが、90年代後半になると中国は米国の法制を学ぶ方向に切り替えたそうです。王燦発氏によると、日本の環境保護法の発展には公害訴訟を通して環境保護法規を整備してきたという特徴があります。対して中国の場合は民事訴訟や公衆の力ではなく、政府・行政機関が環境保護を主導するという特徴がみられます。

被害者の勝訴率についてたずねたと ころ、王燦発氏が代表を務める「公害

あおぞら財団 「日中環境問題サロン」

被害者法律援助センター」での勝訴率 は約30%で、最近では勝訴率がさら に伸びているそうです。福建省では、 ごみ焼却場に関する困難な案件があっ たそうですが、この案件では被害者が 勝訴を勝ち取ったとのことです。

王燦発氏が続けてこられた、長く、 忍耐強い活動にあらためて敬意を表し たいと思います。中国と日本では社会 制度や法制度のさまざまな違いがある ものの、お互い交流を続け、被害者の 立場に立った、環境問題の解決に向け て今後も手を取り合っていけたらと思 います。

「日中環境問題サロン」は 10 月以降にも行います。参加ご希望の方は、あおぞら財団(電話 06-6475-8885)までご連絡ください。

(あおぞら財団・鎗山善理子)



このたび発行した「中国青空新聞」